



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

古代歴史文化賞授賞規程

（文化財課） 2

告 示**島根県告示第225号**

古代歴史文化賞授賞規程を次のように定める。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

古代歴史文化賞授賞規程

(目的)

第1条 この告示は、古代歴史文化に関する書籍に対して古代歴史文化賞及び古代歴史文化しまね賞を贈り、これを顕彰することを通して、国民及び県民の歴史文化への関心を高め、もって島根の豊かな歴史文化を広く周知するとともに、県民の郷土への自信及び誇りを醸成することを目的とする。

(対象書籍)

第2条 知事は、古代歴史文化に関する書籍であって、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、最も優れたものに対して古代歴史文化賞を、最も島根県にちなんだものに対して古代歴史文化しまね賞（以下これらを「歴史賞等」という。）を贈る。

- (1) 過去3年間に出版されたものであること。
- (2) 読者にとって平易であって、かつ、興味がそそられるものであること。
- (3) 別に定めるテーマにちなんだものであること。

(受賞候補書籍の推薦)

第3条 歴史賞等の受賞候補となる書籍（以下「受賞候補書籍」という。）の推薦は、専門家、有識者、新聞社の学芸部門に属する者、歴史文化に関連する書籍を発行する出版社その他知事が認める者が行うものとする。

(受賞候補書籍の選考)

第4条 企画運営会議は、前条の規定により推薦を受けた書籍のうちから受賞候補書籍の選考を行う。

- 2 企画運営会議の構成員は、20名以内で組織する。
- 3 構成員は、県の職員及び県の職員以外の者のうちから教育長が任命し、又は委嘱する。
- 4 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、企画運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(最終受賞候補書籍の選定)

第5条 選定委員会は、前条第1項の規定により選定された書籍のうちから受賞候補書籍の選定を行う。

- 2 選定委員会の委員は、8名以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、県民及び県の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(決定)

第6条 歴史賞等は、前条第1項の規定により選定されたものうちから知事が決定する。

(表彰の方法)

第7条 歴史賞等の受賞者（次項において「受賞者」という。）には、賞状及び副賞を授与する。

- 2 受賞者への表彰は、毎年1回行う。

(所掌)

第8条 歴史賞等に関する事務は、島根県教育庁文化財課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、歴史賞等の授賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。